

第5号様式（第9条関係）

須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載契約書

契約の名称 年度納税通知書等送付用封筒への広告掲載に関する契約
契約金額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
契約保証金 全部免除（須賀川市契約規則第30条第1項7号）

須賀川市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）と
は、年度納税通知書等送付用封筒に、乙が作成した広告を掲載することについて、
次の
条項により契約を締結する。

（広告の作成及び掲載）

第1条 乙は、須賀川市広告掲載要項及び須賀川市広告掲載基準並びに須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領に基づき、次の納税通知書等送付用封筒に掲載する広告を作成するものとする。

（1） 年度 個人市・県民税（普通徴収）納税通知書等送付用封筒

2 甲は、乙が作成した広告を納税通知書等送付用封筒に掲載するものとする。

（苦情等の処理等）

第2条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲が第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

（広告料）

第3条 乙は、広告料として頭書の金額を甲に支払うものとする。

2 広告料は、甲が発行する納入通知票により、甲が定める期日までに支払わなければならない。

3 乙は、広告料を前項の期日までに支払わなかったときは、当該広告料について、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に相当する遅延損害金を甲に支払なければならない。

（広告の掲載の中止）

第4条 甲は、乙の責に帰すべき事由により広告を掲載することができないと甲が認めた場合は、広告の掲載を中止することができる。

2 前項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の責務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 乙は、第1項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、広告料の100分の10に相当する額を賠償金として項に支払わなければならない。ただし、甲が特に損害額がないと認める場合はこの限りでない。

4 乙は、前項の賠償金の額を超えて項に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

5 乙は、第1項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、甲に対し、広告料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者又は福島県暴力団排除条例施行規則第4条各号に該当する者もしくはこれに準ずる者と判断されたときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の責務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、広告料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

5 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(秘密の保持)

第6条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(その他)

第8条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙間で協議し決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 須賀川市長

㊟

乙 住 所（法人の場合は所在地）

氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）

⑨